

保育士宿舎借上補助事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 この補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象は、「埼玉県保育士宿舎借上補助事業実施要綱」に定める事業とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 財政力指数が1.0を超える市町村

ア 別紙1及び2に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、(2)アの算出方法によるものとする。

イ アにより算出された額に補助率を乗じて得た額。

(2) (1)以外の市町村

ア 別紙1及び2に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に補助率を乗じて得た額。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第5号により速やかに、知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返納しなければならない。
- (8) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第6号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 市町村が（1）から（8）より付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 市町村が事業者に対して、この補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (1)～(7)までに掲げる条件。ただし、(1)～(5)まで及び(7)中「知事」とあるのは「市町村長」と、(5)及び(7)中「県」とあるのは「市町村」と、(4)の規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(11)(10)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(12) 事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(13) 事業者が(10)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、別紙様式第1号によるものとし、その提出期限は、毎年度別に定める。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定通知)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、別紙様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払)

第8条 この補助金は、概算払をすることができる。

(状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、別紙様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後（第4条（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）速やかに提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 県は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(確定通知)

第12条 規則第14条の確定通知書の様式は、別紙様式第4号のとおりとする。

(その他)

第13条 特別の事情により、第3条、第5条、第6条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第14条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

別紙1

基準額	対象経費	補助率
1人当たり月額	保育士宿舎借上補助事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料等	当該年度に開設した保育所 県1/4 (市町村・事業者1/8)
さいたま市 74,000円		
川越市 64,000円		
熊谷市 55,000円		
川口市 75,000円		当該年度の前年度以前に開設した保育所 県1/8 (市町村・事業者3/16)
行田市 52,000円		
秩父市 46,000円		
所沢市 69,000円		
飯能市 59,000円		
加須市 53,000円		
本庄市 50,000円		
東松山市 56,000円		
春日部市 60,000円		
狭山市 54,000円		
羽生市 51,000円		
鴻巣市 55,000円		
深谷市 55,000円		
上尾市 60,000円		
草加市 71,000円		
越谷市 68,000円		
蕨市 69,000円		
戸田市 75,000円		
入間市 58,000円		
朝霞市 75,000円		
志木市 73,000円		
和光市 75,000円		
新座市 70,000円		
桶川市 62,000円		
久喜市 57,000円		
北本市 57,000円		
八潮市 72,000円		
富士見市 68,000円		
三郷市 66,000円		
蓮田市 65,000円		
坂戸市 54,000円		
幸手市 52,000円		
鶴ヶ島市 61,000円		
日高市 50,000円		
吉川市 65,000円		
ふじみ野市 68,000円		

白岡市	68,000円
伊奈町	64,000円
三芳町	72,000円
毛呂山町	62,000円
滑川町	53,000円
嵐山町	53,000円
小川町	52,000円
川島町	42,000円
吉見町	56,000円
上里町	49,000円
寄居町	46,000円
宮代町	54,000円
杉戸町	52,000円
松伏町	66,000円

※ 1

令和元年度から引き続き令和6年度において本事業の対象者であって、令和7年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、以下の額を適用できる。

1人当たり月額 82,000円

※ 2

令和6年度において本事業の対象者であって、令和7年度も引き続き本事業の対象となった者が、同じ宿舎に入居している場合には、別紙2で定める額を適用できる。

※ 3

掲載されていない町村については、以下の額とする。

1人当たり月額 68,000円

別紙2

基準額	対象経費	補助率
1人当たり月額	保育士宿舎借上補助事業を実施するために必要な 役務費、委託料、使用料、賃借料等	当該年度に開設した保育所 県1/4 (市町村・事業者1/8)
さいたま市 72,000円		
川越市 61,000円		
熊谷市 54,000円		
川口市 75,000円		当該年度の前年度以前に開設した保育所 県1/8 (市町村・事業者3/16)
行田市 49,000円		
秩父市 41,000円		
所沢市 67,000円		
飯能市 57,000円		
加須市 48,000円		
本庄市 47,000円		
東松山市 53,000円		
春日部市 59,000円		
狭山市 58,000円		
羽生市 53,000円		
鴻巣市 54,000円		
深谷市 54,000円		
上尾市 60,000円		
草加市 65,000円		
越谷市 69,000円		
蕨市 75,000円		
戸田市 79,000円		
入間市 60,000円		
朝霞市 76,000円		
志木市 73,000円		
和光市 79,000円		
新座市 70,000円		
桶川市 66,000円		
久喜市 53,000円		
北本市 54,000円		
八潮市 69,000円		
富士見市 72,000円		
三郷市 65,000円		
蓮田市 65,000円		
坂戸市 54,000円		
幸手市 47,000円		
鶴ヶ島市 61,000円		
日高市 51,000円		
吉川市 65,000円		
ふじみ野市 68,000円		

白岡市	70,000円		
伊奈町	61,000円		
三芳町	59,000円		
毛呂山町	46,000円		
滑川町	60,000円		
嵐山町	51,000円		
小川町	49,000円		
川島町	48,000円		
吉見町	62,000円		
上里町	47,000円		
寄居町	49,000円		
宮代町	51,000円		
杉戸町	52,000円		
松伏町	56,000円		
※			
掲載されていない町村について			
は、以下の額とする。			
1人当たり月額	66,000円		

別表1-1 保育士宿舍借上補助事業費補助金所要額調書(財政力指数1.0以下の市町村)

国庫補助基準額 (R7以降) #N/A
 国庫補助基準額 (R2~R6) #N/A

市町村名

対象施設名 (開設年月日)	施設の区分 (新設・既設)	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額(③-④)	対象経費の 支出予定額	補助基準額	選定額	補助所要額 (県負担分)	選定額に対する 市町村負担額	選定額に対する 事業者負担額	対象者数	対象月数 (延月数)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
(年月日)	ア			0		#N/A	#N/A	#N/A				
	イ			0		#N/A	#N/A					
	ウ			0		0	0					
(年月日)	ア			0		#N/A	#N/A	#N/A				
	イ			0		#N/A	#N/A					
	ウ			0		0	0					
(年月日)	ア			0		#N/A	#N/A	#N/A				
	イ			0		#N/A	#N/A					
	ウ			0		0	0					
(年月日)	ア			0		#N/A	#N/A	#N/A				
	イ			0		#N/A	#N/A					
	ウ			0		0	0					
(年月日)	ア			0		#N/A	#N/A	#N/A				
	イ			0		#N/A	#N/A					
	ウ			0		0	0					
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	月
		0	0	0	0	#N/A	#N/A	#N/A	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄の「新設」とは、当該年度の4月1日以降に新たに開設された保育所等をいう。
- ③欄から⑧欄まで、令和7年度以降に事業の対象になる者については「ア」の行に、令和2年度から令和6年度までに事業の対象になっていた者については「イ」の行に、令和元年度以前から事業の対象となっていた者については「ウ」の行に、分けて記載すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑨欄は、⑧欄の額に新設園であれば、4分の1を乗じて得た額、既設園であれば8分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、少なくとも⑪欄以上の額となるように補助すること。
- ⑬欄は、1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表1-2 保育士宿舎借上補助事業費補助金所要額調書(財力指数1.0を超える市町村)

国庫補助基準額 (R7以降)
国庫補助基準額 (R2~R6)

#N/A
#N/A

市町村名

対象施設名 (開設年月日)		施設の区分 (新設・既設)	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	補助基準額	選定額	アとイとウの場合は⑧ ×3/4 エの場合は⑧と同額	補助所要額 (県負担分)	⑨に対する 市町村負担額	⑨に対する 事業者負担額	対象者数	対象月数 (延月数)
①		②	③	④	⑤(③-④)	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
(年月日)	ア				0		#N/A	#N/A	#N/A	#N/A				
	イ				0		#N/A	#N/A	#N/A					
	ウ				0		0	0	0					
	エ				0		0	0	0					
(年月日)	ア				0		#N/A	#N/A	#N/A	#N/A				
	イ				0		#N/A	#N/A	#N/A					
	ウ				0		0	0	0					
	エ				0		0	0	0					
(年月日)	ア				0		#N/A	#N/A	#N/A	#N/A				
	イ				0		#N/A	#N/A	#N/A					
	ウ				0		0	0	0					
	エ				0		0	0	0					
(年月日)	ア				0		#N/A	#N/A	#N/A	#N/A				
	イ				0		#N/A	#N/A	#N/A					
	ウ				0		0	0	0					
	エ				0		0	0	0					
(年月日)	ア				0		#N/A	#N/A	#N/A	#N/A				
	イ				0		#N/A	#N/A	#N/A					
	ウ				0		0	0	0					
	エ				0		0	0	0					
か所			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	月
			0	0	0	0	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄の「新設」とは、当該年度の4月1日以降に新たに開設された保育所等をいう。
- ③欄から⑧欄まで、令和7年度以降に事業の対象になる者については「ア」の行に、令和2年度から令和6年度までに事業の対象になっていた者については「イ」の行に、平成30年度から令和元年度までに事業の対象となっていた者については「ウ」の行に、平成29年度以前から事業の対象になっていた者については「エ」の行に分けて記載すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄と比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に新設園であれば、4分の1を乗じて得た額、既設園であれば8分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、少なくとも⑫欄以上の額となるように補助すること。
- ⑭欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表1-1 保育士宿舍借上補助事業費補助金精算額調書(財政力指数1.0以下の市町村)

国庫補助基準額 (R7以降) #N/A
 国庫補助基準額 (R2~R6) #N/A

市町村名

対象施設名 (開設年月日)	施設の区分 (新設・既設)		総事業費 ③	寄付金その他の 収入額 ④	差引額(③-④) ⑤	対象経費の 支出額 ⑥	補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	補助所要額 (県負担分) ⑨	選定額に対する 市町村負担額 ⑩	選定額に対する 事業者負担額 ⑪	対象者数 ⑫	対象月数 (延月数) ⑬
	①	②											
(年月日)	ア				0	#N/A	#N/A	#N/A					
	イ				0	#N/A	#N/A						
	ウ				0	0	0						
(年月日)	ア				0	#N/A	#N/A	#N/A					
	イ				0	#N/A	#N/A						
	ウ				0	0	0						
(年月日)	ア				0	#N/A	#N/A	#N/A					
	イ				0	#N/A	#N/A						
	ウ				0	0	0						
(年月日)	ア				0	#N/A	#N/A	#N/A					
	イ				0	#N/A	#N/A						
	ウ				0	0	0						
(年月日)	ア				0	#N/A	#N/A	#N/A					
	イ				0	#N/A	#N/A						
	ウ				0	0	0						
か所			円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	月
			0	0	0	0	#N/A	#N/A	#N/A	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄の「新設」とは、当該年度の4月1日以降に新たに開設された保育所等をいう。
- ③欄から⑧欄まで、令和7年度以降に事業の対象になる者については「ア」の行に、令和2年度から令和6年度までに事業の対象になっていた者については「イ」の行に、令和元年度以前から事業の対象となっていた者については「ウ」の行に、分けて記載すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑨欄は、⑧欄の額に新設園であれば、4分の1を乗じて得た額、既設園であれば8分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、少なくとも⑪欄以上の額となるように補助すること。
- ⑬欄は、1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表1-2 保育士宿舎借上補助事業費補助金精算額調書(財力指数1.0を超える市町村)

国庫補助基準額 (R7以降) #N/A
 国庫補助基準額 (R2~R6) #N/A
 市町村名

対象施設名 (開設年月日)	施設の区分 (新設・既設)	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 支出額	補助基準額	選定額	アとイの場合は⑧× 3/4 ウの場合は⑧と同額	補助所要額 (県負担分)	⑨に対する 市町村負担額	⑨に対する 事業者負担額	対象者数	対象月数 (延月数)
①	②	③	④	⑤(③-④)	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
(年月日)	ア			0		#N/A	#N/A	#N/A	#N/A				
	イ			0		#N/A	#N/A	#N/A					
	ウ			0		0	0	0					
	エ			0		0	0	0					
(年月日)	ア			0		#N/A	#N/A	#N/A	#N/A				
	イ			0		#N/A	#N/A	#N/A					
	ウ			0		0	0	0					
	エ			0		0	0	0					
(年月日)	ア			0		#N/A	#N/A	#N/A	#N/A				
	イ			0		#N/A	#N/A	#N/A					
	ウ			0		0	0	0					
	エ			0		0	0	0					
(年月日)	ア			0		#N/A	#N/A	#N/A	#N/A				
	イ			0		#N/A	#N/A	#N/A					
	ウ			0		0	0	0					
	エ			0		0	0	0					
(年月日)	ア			0		#N/A	#N/A	#N/A	#N/A				
	イ			0		#N/A	#N/A	#N/A					
	ウ			0		0	0	0					
	エ			0		0	0	0					
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	月
		0	0	0	0	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄の「新設」とは、当該年度の4月1日以降に新たに開設された保育所等をいう。
- ③欄から⑧欄まで、令和7年度以降に事業の対象になる者については「ア」の行に、令和2年度から令和6年度までに事業の対象になっていた者については「イ」の行に、平成30年度から令和元年度までに事業の対象となっていた者については「ウ」の行に、平成29年度以前から事業の対象になっていた者については「エ」の行に分けて記載すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄には、⑨欄の額に新設園であれば、4分の1を乗じて得た額、既設園であれば8分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、少なくとも⑫欄以上の額となるように補助すること。
- ⑭欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

第 年 月 日
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長

年度保育士宿舎借上補助事業費補助金の交付申請について

標記について、下記のとおり補助金の交付をされるよう、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 保育士宿舎借上補助事業費補助金所要額調書（別表1）
- 3 対象者一覧（別表2）

年度保育士宿舎借上補助事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度保育士宿舎借上補助事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法
- 3 条件
 - (1) この補助金は、保育士宿舎借上補助事業費補助金交付要綱に基づき交付するものであること。
 - (2) この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）に規定する間接補助金に該当するので、同規則の適用があること。

第 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長

年度保育士宿舎借上補助事業費補助金の事業実績について

標記について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告額 金 円
- 2 保育士宿舎借上補助事業費補助金精算額調書（別表1）
- 3 対象者一覧（別表2）
- 4 対象者の住民票の写し

別紙様式第4号（第12条関係）

年度保育士宿舎借上補助事業費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定をした 年度保育士宿舎借上補助事業費補助金については、年 月 日付け 第 号による事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定します。

記

1	確定額	金	円
2	交付決定額	金	円
3	差引過不足（△）額	金	円

第 年 月 日
第 年 月 日

埼玉県知事

市町村長

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日<発番>により交付決定のあった 年度保育士宿舎借上補助事業費補助金について保育士宿舎借上補助事業費補助金交付要綱第4条（7）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条の規定による確定額又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要県費補助金等返還相当額）
金 円

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算内訳等）

年度保育士宿舎借上補助事業費補助金調書

市町村名 _____

県		補助率	市町村								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち県費補助金相当額	支出額	うち県費補助金相当額	
一般会計 民生費 児童福祉費 児童福祉総務費	円			円	円		円	円	円	円	

（注）

1. 「科目」欄は、県の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。